

東京大学大学院農学生命科学研究科  
生物・環境工学専攻（環境地水学研究室）准教授 公募

1	職名	准教授
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和7年8月1日以降
4	任期	なし
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	所属□	大学院農学生命科学研究科 生物・環境工学専攻 環境地水学研究室
7	業務内容	1) 研究領域：土壌物理学や土壌水文学を基礎にした土壌圏における熱・水・物質移動機構の解明とその制御に関する研究 2) 学部科目の担当：環境地水学、土質力学、土壌物理学、土壌圏の科学、水と土の環境科学、生物・環境工学実験Ⅲ、生物・環境工学実習、卒業論文等 3) 大学院科目の担当：土壌物理学特論、環境地水学特論、生物・環境工学特別研究Ⅰ・Ⅱ、生物・環境工学実験実習、生物・環境工学演習、生物・環境工学特別実験実習等 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	1) 博士号取得者 2) 上記業務内容欄の研究領域で優れた研究業績を有し、独創的かつ高水準な研究を展開するとともに、学生の教育・研究指導等を積極的に行うことができる者 3) 研究科や専攻の組織運営に積極的に参画し、多様な研究分野の教員と協力して教育・研究に取り組める者 4) 上記業務内容欄の講義・演習・実験を日本語と英語で担当可能な者 5) 国際的視点に立った教育研究活動や産官等との社会連携を積極的に展開できる能力と熱意を有する者
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 <a href="https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx">https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx</a> 3) 業績リスト(学位論文、原著論文、著書、総説、その他) 4) 主要論文別刷5編以内 5) 教育業績 6) 競争的資金の獲得状況（過去5年程度） 7) 社会貢献（学会活動、委員会活動等） 8) これまでの研究概要（1500字程度） 9) 着任後の研究方針（1500字程度） 10) 着任後の学生・大学院生に対する教育方針と抱負（1500字程度）

14	応募締切	令和7年5月9日（金） 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 生物・環境工学専攻 担当：専攻長 高木強治 TEL：03-5841-5346 E-mail：kyo-t[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） 提出書類は一つのPDFファイルにまとめ、パスワードを設定した上、E-mailで上記のアドレスへ送付すること。表題には准教授応募書類（環境地水学）と記載し、パスワードは提出書類とは別のE-mailで送ること。なお、受付後1-2日でこちらから受信通知のE-mailを送るので、それが届かない場合は上記まで問い合わせのこと。
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。 英語および日本語の能力を考慮します。